

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小樽市長

## 公表日

令和7年11月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法に基づき、予防接種の実施、給付の支給、実費徴収等の事務を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについての予防接種の実施に係る事務</li> <li>②予防接種による健康被害の救済措置に係る事務</li> <li>③予防接種に係る自己負担金(実費)の徴収事務</li> <li>④接種台帳の記録・保管</li> </ul> </li> </ul>
③システムの名称	①健康管理システム、②中間サーバー、③統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者等インフルエンザ予防接種台帳、予防接種台帳、高齢者等肺炎球菌ワクチン予防接種台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第14、126の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29、153の項  <情報提供> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策    ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[    十分である    ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I-5②所属長	保健所保健総務課長 笹山 貴史	保健所保健総務課長 長田 克久	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたら
平成29年12月1日	I-4②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の17、18、19の項	〈情報照会〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	事後	法令上の根拠明示
平成31年3月15日	I-4②法令上の根拠	〈情報提供〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	〈情報提供〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	事後	法律の改正に伴う変更
平成31年3月15日	I-5②所属長の役職名	保健所保健総務課長 長田 克久	保健総務課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更
平成31年3月15日	IV リスク対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更
令和2年6月23日	II-1いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和2年6月23日	II-2いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	I-4②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	II-1いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	II-2いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和7年11月20日	新様式に更新	新様式に更新	新様式に更新	事後	新様式に更新
令和7年11月20日	I-3個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	法令改正による。
令和7年11月20日	I-4②法令上の根拠	〈情報照会〉・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の16の2、	〈情報照会〉・番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表	事後	法令改正による。
令和7年11月20日	I-5①部署	保健所 保健総務課	保健所 健康増進課	事後	所管課の変更
令和7年11月20日	I-5②所属長の役職名	保健総務課長	健康増進課長	事後	所管課の変更
令和7年11月20日	II-1いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	時点修正による
令和7年11月20日	II-2いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	時点修正による
令和7年11月20日	IV-8人手を介在させる作業	—	追加	事後	様式変更による追加
令和7年11月20日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	追加	事後	様式変更による追加